

報告論文のタイトル：「政府間環境補助金の理論と実際～米国連邦補助金の事例～」

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名： 大久保 和宣

所属： 京都大学大学院経済学研究科（院生）

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800 字から 1200 字，英文の場合は 300 から 450 語）

連邦制国家において、連邦政府が定めた法を下位の政府が実施し、それともなう費用の全部または一部を補償するために、政府間補助金が給付されることは支配的な慣行となっている。経済理論によれば、こうした政府間補助金の給付の目的は大きく 2 つに分けられ、それに応じて推奨される補助金のタイプが異なる。もし給付の目的が地域間の分配上の不平等の解消であるならば、所得効果のみをもつ条件のない補助金のがぞましい。一方で、もし給付の目的が外部効果をもつようなある財の消費や生産を促進させたり抑制させたりするようなインセンティブの供与にあるならば、所得効果に加え価格効果をも持っている条件付き補助金のがぞましい。

こうした補助金に関する理論は制度分析の導きとなるが、われわれはしばしば実際に制度がどのようなになっているかについてよく知らないまま、理論上の仮説を定式化された事実であるかのように論じてしまうことがある。本稿の目的は、米国の政府間環境補助金の制度と給付の実態を概観し、連邦政府がどのような目的で州政府に政府間環境補助金を給付しているかを考察することにある。

さて、政府間で受け払いされる環境関連の補助金は、外部効果（スピルオーバー効果）の存在による資源配分の歪みを矯正し効率的な資源配分を行なうためのもの、上記の二分類でいえば後者であると考えられている。しかし、少なくとも外部性の調整は、実際の補助金制度が追求する直接的・明示的な目的ではないし、間接的にはそうであると考えられるとしてもそれが唯一の目的ではない。実際の補助金制度はハイブリッドな目的を追うので、配分公式や給付条件にもそれが反映される。米国の環境関連の政府間補助金の給付の実態に鑑みるならば、給付の目的およびそれと整合的だと考えられる制度は、次のように整理できる。

① 分配上の不平等の解消

各環境法の規定や行政規則が補助金給付にあたって必ず配慮すべき要素として、州の人口・努力とともにニーズを掲げている。これは、人口的・地理的・経済的条件によって異なりうる各州のニーズを満たし、諸個人が国内のどこに住み暮らそうとも、等しく最低限の環境質を享受できるようにするためだと考えられる。補助金によっては、制定法の中に掲げられた配分公式に各州同額の定額部分があるものもある。

② 資源配分の効率性の向上

州政府の自己負担額に応じた額の補助金を与え、能力のある州政府からより高い努力水準を引き出すインセンティブを供与している。また、環境質が良くない州には多くのニーズがあるので補助金が多く給付されるが、同時にこれは環境質を悪く維持するインセンティブにもなる。各環境法に努力維持条項が設けられ、州政府の独自財源からの名目支出額が基準年や前年の支出額を下らないことが補助金給付の前提条件になっていることは、こうした負のインセンティブに対抗するものである。（以上 1196 字）